

基安安発 0223 第 1 号の 4  
平成 23 年 2 月 23 日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安 全 課 長

プレス機械等に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の  
周知について

標記については、平成 23 年 2 月 18 日付け基発 0218 第 2 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」等により通知したところですが、関係団体等に対しても、別紙のとおり通知していることをお知らせします。

貴職におかれましても、平成 23 年 2 月 15 日付け基安発 0215 第 1 号「安全衛生業務の推進について」の記の 3 の (3) のアに基づき、効果的な周知方お願いします。

基安安発 0223 第 1 号  
平成 23 年 2 月 23 日

一般社団法人日本鍛圧機械工業会会長  
日本プレス安全装置工業会会長  
社団法人日本印刷産業機械工業会会長  
中央労働災害防止協会会長

}

殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安全課長

プレス機械等に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の  
周知について

労働安全行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、厚生労働省においては、近年のプレス機械災害の発生状況等を踏まえ、プレス機械等による労働災害防止対策の強化等を図るために、別添のとおり、関係法令の改正を行ったところであり、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 3 号）、動力プレス機械構造規格の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 4 号）及びプレス機械又はシャーの安全装置構造規格の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 5 号）は平成 23 年 1 月 12 日に公布又は告示され、いずれも同年 7 月 1 日から施行又は適用される所です。

つきましては、貴職におかれましては、貴団体の傘下会員事業場等関係者に対する改正内容の周知を図られるとともに、本改正内容を踏まえプレス機械等の労働災害防止対策の一層の推進を図っていただくようお願いします。

基安安発 0223 第 1 号  
平成 23 年 2 月 23 日

社団法人全国木工機械工業会  
林業・木材製造業労働災害防止協会会長 } 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安 全 課 長

機械に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の  
周知について

労働安全行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、厚生労働省においては、近年の機械災害の発生状況等を踏まえ、機械等による労働災害防止対策の強化等を図るために、別添のとおり、関係法令の改正を行ったところであり、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 3 号）は平成 23 年 1 月 12 日に公布され、同年 7 月 1 日から施行されるところです。

本改正の施行により、NC ルーター等ストロークするテーブル等の端部（以下、「ストローク端」という。）を有する機械については、ストローク端が労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い又は柵を設ける等当該危険を防止する措置を講じなければならないこととなります。

つきましては、貴職におかれましては、貴団体の傘下会員事業場等関係者に対する改正内容の周知を図られるとともに、本改正内容を踏まえ木材加工用機械等の労働災害防止対策の一層の推進を図っていただくようお願いします。

基安安発 0223 第 1 号の 2  
平成 23 年 2 月 23 日

厚生労働大臣登録検査業者（動力プレス）の代表者 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安 全 課 長

プレス機械等に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の  
周知について

労働安全行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、厚生労働省においては、近年のプレス機械災害の発生状況等を踏まえ、プレス機械等による労働災害防止対策の強化等を図るために、別添のとおり、関係法令の改正を行ったところであり、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 3 号）、動力プレス機械構造規格の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 4 号）及びプレス機械又はシャーの安全装置構造規格の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 5 号）が平成 23 年 1 月 12 日に公布又は告示され、いずれも同年 7 月 1 日から施行又は適用される所です。

つきましては、本改正内容をご了知いただくとともに、動力プレスに係る特定自主検査の受検事業者のうち、手払い式安全装置の設置事業場、プレスブレーキの設置事業場など関連する事業場に対し、別添のパンフレット（厚生労働省のHPにも掲載予定）を配付するなどにより、改正内容を周知いただくようよろしくお願いいたします。

基安安発 0223 第 1 号の 3  
平成 23 年 2 月 23 日

関係登録型式検定機関の代表者 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安 全 課 長

プレス機械又はシャーの安全装置構造規格等の改正に伴う型式検定業務の  
円滑な実施について（依頼）

労働安全行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮をいただき感謝  
申し上げます。

さて、厚生労働省においては、近年のプレス機械災害の発生状況等を踏まえ、  
プレス機械等による労働災害防止対策の強化等を図るために、別添のとおり、  
関係法令の改正を行ったところであり、労働安全衛生規則の一部を改正する省  
令（平成 23 年厚生労働省令第 3 号）、動力プレス機械構造規格の一部を改正す  
る件（平成 23 年厚生労働省告示第 4 号）及びプレス機械又はシャーの安全装置  
構造規格の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 5 号）が平成 23 年  
1 月 12 日に公布又は告示され、いずれも同年 7 月 1 日から施行又は適用される  
ところです。

つきましては、本改正内容をご了知いただくとともに、改正構造規格に基づ  
く型式検定業務が円滑に運営されるようご配慮方よろしくお願いいたします。